

令和2年7月豪雨災害義援金募集要綱

社会福祉法人鹿児島県共同募金会

1 趣旨

令和2年7月上旬の豪雨により、鹿児島県内各地に多くの被害が発生し、7市町に災害救助法が適用される事態となりました。このため、鹿児島県共同募金会では、この災害で被害を受けられた方々を支援するため、義援金を募集します。

2 名称

令和2年7月豪雨災害義援金

3 受付期間

令和2年7月13日(月)から令和2年12月28日(月)まで

4 義援金の募集方法

(1) 義援金受入口座(専用口座)

金融機関名	支店名	口座番号	名 義
鹿児島銀行	県庁支店	(普)3032664	福)鹿児島県共同募金会
南日本銀行	県庁支店	(普)1153560	福)鹿児島県共同募金会
ゆうちょ銀行			*準備中です

※各金融機関の振込用紙を利用すること。

◎鹿児島銀行、南日本銀行の本支店間の振り込みについては、窓口での振込手数料は無料扱いとなります(ゆうちょ銀行についても無料扱いとなるよう申請の予定)。

◎ATM及びインターネットバンキングを利用しての振り込については、振込手数料がかかります。

5 使途(配分)

集まった義援金については、鹿児島県、日本赤十字社鹿児島支部、鹿児島県共同募金会等で構成された義援金配分委員会で決定し、市町を通じて被災者へ配分する予定です。

6 義援金の課税上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当し、税の控除対象となります。

※ 税の軽減を受けるためには、義援金の領収書又は義援金の振り込み書の控え、義援金募集要綱の写しの添付など所定の手続きが必要です。

7 領収書の発行

寄付者が義援金について税制上の優遇措置(所得税、法人税)を希望される場合は、別紙「領収書希望者名簿」により必要事項を記入のうえ本会へ送付ください。後日、領収書を発行します。

8 その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

9 問合せ先

社会福祉法人 鹿児島県共同募金会

〒890-8517

鹿児島市鴨池新町1番7号 県社会福祉センター2階

TEL 099-257-3750

FAX 099-259-4068

E-mail akaihane@po.minc.ne.jp